

特定副標準器の指定並びに特定標準器及び特定副標準器の指定の取消し (光(分布温度))

計量法第 134 条第 1 項に規定する計量器として、独立行政法人産業技術総合研究所が保管する分布温度の計量器が平成 5 年 11 月に特定標準器として指定された。現在、分布温度については、独立行政法人産業技術総合研究所が保管する特定標準器により校正された特定副標準器を用いて、日本電気計器検定所が校正を行っている。

しかしながら、今般、分布温度の実現方法が国際化され、当該実現方法を採用するに当たり、分布温度の特定標準器の一部である「分布温度測定用受光器」を使用することなく特定副標準器である「コイルM字型分布温度標準電球」の校正が可能となったことから、独立行政法人産業技術総合研究所が保管する特定標準器のうち「分布温度測定用受光器」について、計量法第 134 条第 3 項に基づき取り消しを行う。(参考資料 1-1 参照)これに伴い、「分布温度測定用受光器」の特定副標準器としての「コイルM字型分布温度標準電球」の指定を取り消し、既指定の特定標準器「分光放射輝度照度測定装置」の特定副標準器として新たに指定する。

特定標準器の取り消し等について

- 分布温度測定用受光器 -

1. 背景

現在分布温度の標準については、独立行政法人産業技術総合研究所が保管する「単色平行光発生装置」、「比較受光器」、「自己校正測定装置」及び「分布温度測定用受光器」が特定標準器として、日本電気計器検定所が保管する「コイルM字型分布温度標準電球」が特定副標準器として指定されており、特定標準器を用いて特定副標準器の校正を行っている。

今般、分布温度の実現方法の国際整合をはかることとなり、特定標準器である「単色平行光発生装置」、「比較受光器」、「自己校正測定装置」及び「分布温度測定用受光器」を用いることが無く、特定標準器「分光放射輝度照度測定装置」を用いることになった。また、不確かさが悪化することなく特定副標準器の校正が可能となった。従って、特定標準器のうち「分布温度測定用受光器」を取り消すこととする。

これに伴い、「分布温度測定用受光器」の特定副標準器としての「コイルM字型分布温度標準電球」の指定を取り消し、既指定の特定標準器「分光放射輝度照度測定装置」の特定副標準器として新たに指定する。

*1: 「単色平行光発生装置」、「比較受光器」及び「自己校正測定装置」は、光度、全光束及び照度の特定標準器として引き続き使用する。

*2: 「分光放射輝度照度測定装置」は、分光放射照度の特定標準器として指定済み。

2. 指定及び取消し

指定: コイルM字型分布温度標準電球(分光放射輝度照度測定装置の特定副標準器)

取消し: 分布温度測定用受光器(独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの)

コイルM字型分布温度標準電球(分布温度測定用受光器の特定副標準器)

3. 計量標準供給体系

